

令和 6 年度 第 2 回 丸亀市地域包括支援センター運営協議会 会議録			
開会日時	令和 7 年 3 月 26 日 午後 7 時 00 分	閉会日時	令和 7 年 3 月 26 日 午後 8 時 20 分
開会場所		丸亀市役所 2 階 201・202 会議室	
出席委員および事務局員氏名			
小野 志 磨 人 岩 本 義 博 藤 田 秀 光 西 紋 佳 津 枝 三 瀬 誠 安 藤 育 子 大 木 祐 治 尾 崎 登 志 美 杉 林 利 夫 向 井 路 子 出席 10 名		(事務局) 健康福祉部長：谷本 高齢者支援課長：横井 地域包括支援センター 所長：安藤 南部センター所長：田中 介護予防担当長：森山 包括支援担当長：入江 次期包括支援担当長：石川 主査：香川、宮地	
傍聴者 なし			
審議事項および審議の概要及び会議のてん末			
1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 令和 6 年度 実施事業の状況及び令和 7 年度 予算について (2) 令和 7 年度 実施事業計画について (3) 認知症初期集中支援チームについて (4) 地域包括支援センターに係る要綱・条例の一部改正について 3. その他 (1) 人事異動に伴う新体制について			
会議概要			
事務局	高齢者支援課課長より あいさつ		
事務局	(議事前に事務連絡と議事録公表について説明) では、ただいまから議事に入らせていただきます。 丸亀市附属機関設置条例第 7 条に、「附属機関の会議は会長が招集し、議長となる。」とありますので、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。 それでは、議事の進行につきましては、小野会長にお願いしたいと思しますので、よろしくお願いします。		
小野会長	早速ですけれども、私の方で進行させていただきます。 本日の運営協議会ですが、委員総数 14 名のうち、出席 10 名、欠席 4 名で、委員の半数以上の出席を得ておりますので、丸亀市附属機関設置条例、別表の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。 それでは次第に沿って会議を進めてまいります。 まず議題の(1)「令和 6 年度実施事業の状況及び令和 7 年度予算について」事務局より説明をお願いします。		

事務局	事務局より令和 6 年度実施事業の状況について資料 1 をもとに説明。 <u>※以下、事務局の説明として資料に記載のない箇所を抜粋し、補足</u> 【基本目標 1】 「医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり」 1. 医療・介護の連携強化 (1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進 ・医療介護連携クラウドシステム活用に係る研修会（7 月 24 日実施）研修後部屋の開設数は 277 室と少しずつ増加している。他機関との連携がスムーズに行えるため引き続き PR に努めていく予定。 ・多職種連携研修会（ユマニチュード）（2 月 27 日実施）（約 140 名参加） ・労災病院のサポートセンターと地域との連携についての打合せ ・丸亀市内に 17 ヶ所ある訪問看護事業所とのランチミーティング ・綾歌地区医師会ではまんだらチャートを活用した座学とグループワークの研修会が行われた。 【基本目標 2】 「支援を要する高齢者を支える体制づくり」 2. 高齢者を支える地域の体制づくり (1) 地域の支え合いづくり ・富熊で老人会の男性が中心になって「映画観賞会」と「おしゃべりの場」を開催している。富熊では公民館活動が活発なので公民館を中心に集まる場を作り、高齢者の『居場所づくり』にも繋がっている。 (4) 高齢者の移動支援 ・課題として、「運転ボランティアの高齢化（平均年齢 68.8 歳）」はあるが、最も利用の多い 80 代の利用者からも大変好評であるため、事業を継続できるように考えていきたい。 【基本目標 3】 「認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり」 1. 認知症施策の推進 (1) 認知症に関する普及啓発の推進 ・市民公開講座では「認知症とともに生きる地域づくり」というテーマで 8 月に綾歌地区医師会の近石先生を講師に講演会を開催。また、9 月のアルツハイマーデーには高知県立大学の矢吹教授をお招きし、講演会を実施。その影響からか、例年になく認知症のボランティアであるシルバー交番員の希望者が増加。17 名の新しいメンバーが追加となり、計 47 名のシルバー交番員が認知症カフェやまるちゃんの間での活躍が期待される状況となっている。 ・丸亀市内の認知症カフェ未設置の 2 か所に対し、公募を実施。10 月から
-----	---

	栗熊コミュニティではまるがめ訪問看護ステーション、富熊コミュニティでは訪問看護ステーションみそらが介護だけではなく、医療的な相談が出来る場所として設置された。 (2) 早期に対応・支援できる体制づくり ・認知症見守りネットワークについて、丸亀市内での行方不明者の登録者数は 71 名。令和 6 年 4 月から包括に問い合わせのあった行方不明者の情報提供者数は 34 名。全国的で言うと、2023 年の認知症行方不明者の数は 1 万 9 千人を超え、約 60% が 80 歳以上、35% が 70 歳代という状況で 70 歳代から徘徊する危険性が高くなるという結果となっている。丸亀市では 80 歳代の徘徊者の報告が多く、介護申請をしていない方の割合が多く見受けられる結果となっている。 (3) 認知症の人々を支える地域づくり ・GPS の申請は、0 件。靴のソール内に内蔵されたものや本人の杖や歩行器につけるタイプ等があるが、介護者がスマホを扱わない。充電をしないといけない。そもそも GPS がついた靴を履かない。などの理由もあり、結果購入補助に至らない状況となっている。 2. 権利擁護の推進 (1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築 『受任調整会議』＝専門職が集まり、適切な後見人候補者を調整するために話し合う場のこと。 ・9 件中、2 件が 2 ヶ月継続して協議する難しい案件であった。 ・7 名の候補者のうち、6 名が丸亀市社会福祉協議会が実施している法人後見人であった。 ・資料に「利用促進協議会」の記載がなされていなかったが、2 月に開催。身寄りのない高齢者に関して、病院や銀行、家庭裁判所などから貴重なご意見をいただいた。 (2) 成年後見の担い手の確保 市民後見人候補者 23 名が高齢化し、活動可能である市民後見人は 3 名となっており、その担い手不足が課題となっている。 (3) 高齢者虐待の防止 2 月 26 日に 3 回目の実務者会議を開催した。重層支援も絡めて事例検討を行った。議論ができた。
事務局	事務局より令和 7 年度予算について資料 2 をもとに説明。 ・重層的支援体制整備事業の実施に伴い、介護保険特別会計から一般会計への移行を説明。

小野会長	報告、ありがとうございました。 ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんか。 (質問なし) 次の議題。 令和 7 年度実施事業計画について事務局より①から④の説明をお願いします。
事務局	事務局より令和 7 年度実施事業計画について資料 3 をもとに説明。 【基本目標 1】 「医療や介護が必要になっても、可能な限り在宅で生活できる体制づくり」 1. 医療・介護の連携強化 (1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進 ・ユマニチュードの講演会(一般市民対象) ・ACP アドバンスケアプランニング(地域向け出前講座) を実施予定 ・綾歌地区医師会研修会(主に「認知症」に関するテーマ)を 3 回予定 ・丸亀市・綾歌地区の両医師会とも、地域の基幹病院である労災病院、丸亀医療センター、滝野宮総合病院と連絡会を実施し、連携を継続していく。 【基本目標 3】 「認知症の人が自分らしく生活できる地域づくり」 1. 認知症施策の推進 (3) 認知症高齢者・家族への支援体制の整備 ・今年度は飯山北地区のカフェが休止予定のため、飯山北地区のボランティアグループである「かがやきクラブ」との連携を図れないか、協議中。 ・建替工事により、新たな飯山北のコミュニティセンターが 8 月頃に完成するのに併せて、同時期でのカフェの再開を目指している。 2. 権利擁護の推進 (1) 権利擁護の地域連携ネットワークの構築 利用促進協議会の開催(年 2 回) (2) 成年後見の担い手の確保 市民後見人候補者の高齢化による人員不足という課題解決のため、丸亀市社会福祉協議会と協力し、「市民後見人養成講座」を実施予定。丸亀市社会福祉協議会には、候補者のスキルアップのため、フォローアップ研修を委託している。 (3) 高齢者虐待の防止 今年度も行った、ケアマネージャーや通所などのサービス事業者と合

	同で研修会を開催する予定。各事業所も研修会を開催しなければならないことになっており、連携を深めるためにも有意義となっている。
小野会長	ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんか。 (質問なし) (3)「認知症初期集中チーム活動報告」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局より認知症初期集中支援チームについて資料4をもとに説明。
小野会長	ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんか。 (質問なし) (4)「地域包括支援センターに係る要綱・条例の一部改正」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局より「丸亀市成年後見制度利用支援事業実施要綱」の改正について資料5をもとに説明。 ・実施要綱第2条(3)「成年後見人等」 成年後見人に加えて、成年後見監督人が加わったことにより、左記への報酬助成を行えるように改正 ・同第3条(2) 審判請求に係る諸々の費用に対する助成 ⇒本人及び親族等が申立をした際の申立費用の助成が可能になる。 事務局より「丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例」の改正について資料6をもとに説明。 3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及び各々その他これに準ずる者）の配置基準について、複数圏域の高齢者数を合算し、地域の実情に応じて配置することを可能とする改正。 第1号被保険者数約32,000名 ⇒3職種それぞれ6名以上の配置が必要 保健師9名、社会福祉士8名、主任介護支援専門員7名いるため、配置基準を満たす。 南部センターは、支所・サブセンターとして包括支援センターと一体をなすものとして取り扱うため、複数拠点での合算対象とならず、要綱改正の影響なし。
小野会長	ただいまの事務局の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

	先ほどの人数の説明によれば、丸亀市地域包括支援センターの人員数、3職種の配置基準に関しては、基準以上に配置されていると理解してよろしいですね。
事務局	はい。
小野会長	それと、今回の条例改正においても、今のところ影響なしで現状のままやるということでよろしいですか。
事務局	はい。その通りです。
小野会長	本日最後の議題「その他」について、(1) 人事異動に伴う新体制について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、令和 7 年 4 月 1 日の人事異動の内示が昨日ございましたので、ご紹介の方させていただきます。 (事務局より紹介)
事務局	事務連絡について (会議出席の際の費用弁償についてのお願い)
事務局	小野会長、議事の進行誠にありがとうございました。 以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回丸亀市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。 令和 7 年度も 2 回程度の開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。 委員の皆様長時間のご審議ありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。